

平成23年第3回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成23年8月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	8月12日 午前10時00分		
	閉 会	8月12日 午前11時50分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 邦 昭
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	建 設 課 長	金 城 正 明
	副 村 長	大 嶺 英 恭	経 済 課 長	小那覇 安 隆
	総 務 課 長	山 城 徳 男	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	教 育 長	謝 花 弘	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		

平成23年第3回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成23年8月12日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第26号	今帰仁村暴力団排除条例の制定について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
4	議案第27号	今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	
5	議案第28号	平成23年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	
6	議案第29号	工事請負契約について	
7	議案第30号	工事請負契約について	
8	議案第31号	工事請負契約について	
9	決議第4号	不平等な日米地位協定を許さない抗議決議	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第12条の規定によって、5番 與那嶺篤哉議員及び6番 座間味邦昭議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第26号 今帰仁村暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第26号

今帰仁村暴力団排除条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成23年8月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

沖縄県暴力団排除条例が制定され平成23年10月1日より施行されるにあたり、県や他市町村、暴力排除活動を推進する団体と連携・協力し暴力排除活動に関する施策を総合的に推進することを目的とし、この条例を提出します。

今帰仁村暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、県内において暴力団員による不当な行為が県民生活に不当な影響を及ぼしている現状にかんがみ、暴力排除活動に関し、村及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力排除活動に関する施設等を定めることにより、村民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (4) 村民等 村民及び事業者をいう。

(村の責務)

第3条 村は、村民等の協力を得るとともに、県、他の市町村その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民は、村が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響の排除に取り組むとともに、村が実施する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 村民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を村又は警察その他の関係機関に提供するよう努めるものとする。

(村の事務及び事業における措置)

第5条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を村が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第6条 村長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認められるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、また既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

(村民等に対する支援)

第7条 村は、村民等が安心して暴力排除活動に取り組むことができるよう、村民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 村は、暴力排除活動に関し、村民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(青少年に対する教育)

第9条 村は、青少年に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他

の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第10条 村民は、暴力団の威力を利用することにより暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 今帰仁村暴力団排除条例の制定について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 今帰仁村暴力団排除条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、「議案第27号 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第27号

今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成23年8月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を改正する法律が施行され、地方自治法第2条第4項の議会の議決を経て策定される基本構想の策定義務規定が削除されたことに伴い、基本構想策定にあたって議員が関与する場を設けるため、この条例を提出します。

今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例

今帰仁村総合計画審議会条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- （1）村議会の議員
- （2）村教育委員会の委員
- （3）村農業委員会の委員
- （4）村内の公共的団体の役員及び職員
- （5）学識経験者

3 審議会に専門委員会をおくことができる。

第10条中「企画振興課」を「総務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表は別添のとおりであります。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 今帰仁村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第28号 平成23年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第28号

平成23年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成23年8月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,119千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,123,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		171,575	9,119	180,694
	1 繰入金	171,575	9,119	180,694
歳入合計		4,114,726	9,119	4,123,845

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		90,032	50	90,082
	1 議会費	90,032	50	90,082
2 総務費		572,782	254	573,036
	1 総務管理費	459,470	254	459,724
3 民生費		1,212,808	670	1,213,478
	1 社会福祉費	740,785	473	741,258
	2 児童福祉費	472,023	197	472,220
4 衛生費		314,826	2,356	317,182
	1 保健衛生費	143,249	1,465	144,714
	2 清掃費	171,577	891	172,468
10 教育費		637,095	5,789	642,884
	5 社会教育費	295,449	2,701	298,150
	6 保健体育費	139,566	3,088	142,654
歳出合計		4,114,726	9,119	4,123,845

6ページをお願いします。19款1項1目の911万9,000円は繰入金の増でございます。

次の7ページをお願いします。歳出、1目の議会費の補正の5万円の増は使用料の増であります。

次の8ページをお願いします。一般管理費の25万4,000円の増の主な要因は負担金の増であります。

次、9ページをお願いします。社会福祉総務費の47万3,000円の増の主な要因は工事請負費の増であります。

次の10ページをお願いします。3目の保育所費の19万7,000円の増は需用費の増が主な要因であります。

次の11ページ、保健衛生総務費の5万3,000円の増は需要費でございます。4目環境衛生費の141万2,000円の増、これも需用費の増であります。

次、12ページをお願いします。清掃総務費の89万1,000円の増。これも需用費の増でございます。

次の13ページ、社会教育総務費の225万4,000円の増は負担金の増であります。2目の公民館費の2万7,000円の増は需用費であります。3目文化財保護費の42万円の増は役務費の増であります。

次の14ページをお願いします。保健体育総務費の308万8,000円の増の主な要因は15節の工事請負費238万4,000円の増が主な要因であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 補正の歳入歳出について質疑をいたします。歳出の11ページ。4款衛生費の4目環境衛生費の中の修繕費ですね。141万2,000円の火葬炉の関連修繕費について内容について質疑をします。それと次のページの13ページ。10款教育費。3目文化財保護費の通信運搬費。古宇利地形模型42万円。これはどの辺に、どういう目的とその場所について。それから、ちょっと前後しますが上の社会教育総務費の負担金、補助及び交付金の小中学生及び各種団体等の派遣補助金225万4,000円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの11ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の需用費の火葬炉関連修繕費の関係に対する質疑に対してお答えいたします。

この関係の修繕費の主な内容といたしましては、毎月、定期点検を行っております。業務の指摘事項に伴う修繕費でございます。主な大きな項目としましては主燃焼バーナー分解整備に伴う予備機配置の65万円とか、動力盤内マグネットスイッチの取りかえの19万5,000円とか、あと細かな内容は平成15年ごろに改修されまして、炉釜の耐用年数が12年ほどと言われておりますので、そのメンテナンスのための整備費用でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

13ページの10款5項1目の19節。負担金、補助金及び交付金のほうでございますけれども、これは従来、当初のほうで予算は計上しておりませんで、予備費から充用ということでなっておりました。今回、予備費のほうで東日本大震災とかに大分出ているという関連で、今回は決まっている、もう既に派遣が決まっているものと、これから予想されるものを計上しております。当初予算がちょっと足りないものですから、決まっているものに関しては今帰仁中学の野球部の宮古大会の派遣。今帰仁ジュニアの長崎大会への派遣。湧川青年会の東京新宿エイサーへの派遣。あと、村青年会女子バレー。これは今からですけど、それに対する派遣費。あと、これから予想されますのは九州中学校駅伝、あと九州高校駅伝。あとは九州中学校陸上、これは決定しています。九州中学校陸上、これはお一人ですけど、トータル的な予算で補正を組んでおります。あと同じく3目の12節役務費。古宇利地形模型の目的でございますけれども、これは1985年に制作されて国立歴史民俗博物館、これは千葉県にございますけれども、制作費が約4,300万円かけてやっております。そういう感じで、今度はこれを処分するというので、ここの博物館から連絡がございまして、25年以上前の古宇利の地形をそのまま再現しておりますので、とても重要な資料じゃないかと思っております。あそこはただで、無料で提供するというので引き受けました。場所としてはですね、これは結構大きな模型なんです。縦が4メートル50センチ。横が3メートル50センチ。精巧につくられている模型でございまして、木一本一本もちゃんと模型に入れられておりまして、今、あまりに大きいものですから、歴史文化センターの1階の倉庫のほうにちゃんと入れて保管しております。最終的には古宇利小学校あたりに持っていったらいいかなという考えでおります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出、11ページの環境衛生費。火葬場の件について、この前、火事があったものですから、火葬場からの火事というのは非常に珍しいあれじゃないか、沖縄にとっても初めてじゃないかなと思います。それで調べてみたら、ごく簡単なちょっとしたミスなんですね。ということで、一応修理するためにですね課長、工具を一式買ってですね、向こうで使いたいがい工具を一式買えば、十分に直せるぐらいの施設なんです。そして今後、小さななあれもですね。そしてダクトも全部、ボイラー、モーターも全部外してできるんですよ。だから、それぐらいやらないと、いつまでたってもこういう、向こうの係りの言い分は、向こうはただ焼けばいい。修理サーはワッター。そういうもんじゃなくて、ある程度は自分で直せるぐらいの工具の準備は必要だと思うんですけども、いかがですか。僕はこれは非常に必要だと思うんですよ。これに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時26分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの11ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目の環境衛生費。火葬炉関連の補修関係に関する業務の関連について質疑がありました点について、お答えしたいと思います。

まず、委託の形態としまして個人に委託をしております。業務関連ですね。その業務内容としては日常の火葬場周辺の環境美化を含めて機械の内容点検。もし異常がある場合については福祉保健課に連絡をしまして、福祉保健課からメンテナンスの契約をされております会社に連絡をしまして、その応急措置等を図るという内容になっています。今回の配線の事故につきましては二、三日の台風の連続の記録的な大雨の影響で煙突のほうに水がたまり、排煙の効果ができなくて、そういった事態になったという報告を聞いております。その対応としましては與那嶺議員がおっしゃったとおり、適正な応急措置ができる程度の工具については今後揃えながら、より機械等に詳しい方々の指導もしながらやっていただくように指導していきたいと思います。また、業務発生時については安全運転のために事前に試運転をすとか、初歩の立場に戻って運転するように指導してきたところでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これはもう初歩的な問題なんですよ。だから、機械というのは収集ポンプ等、ダクトですね、煙を逃がすところの四角いものをつくれれば、水を抜いて、煙突は下から水を抜いて、このダクトから煙を出せばできるわけですよ。こういう工具も準備さえすれば、何も出ない簡単なあれなんです。誰でも直せますよ。そして一つはそういうことで、火葬場の下の水、排水ですね、煙突からの煙の。下のU字溝の土、あれは今、道路から流れているわけです。あれは重機に予算をつけてやるといって、まだやっていない。草は僕がたまに重機でとるんだけど、あれまでも、やっぱり管理は役場の火葬場の水しか流れないから、向こうから。あれまでも考えないとですね、向こうの下の人なんかは臭いもきついし、こういう環境ですから、非常に気をつけていいところじゃないかなと思います。だからこの機械と今管理している方を指導する対応を。委託している人と話し合いをしながら練習させるぐらいの気持ちをさせて、そのように持っていけるかどうか、聞いて終わります。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

定期点検は毎月1回やっております。その辺の個人委託の通常業務管理をされております個人の方と業務連絡も密にして、役場と3者が一緒になりまして、その業務が安全運転できて、周りの環境についても衛生的になるような環境づくりに今後努めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 12ページ。清掃総務費の11節の需用費。修繕費ですね、ゴミ収集車の修繕費、89万1,000円。90万円近くですけど、これは1台分なのかな、何台分なのかなということでもあります。それと、もう1台分だったら90万円といったら大きい修理のような感じがしますので、今、使っているのか。もう修理に出しているのか。ちょっと説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 12ページ。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費。ゴミ収集車の修繕費についての御質疑にお答えいたします。1台分であるのか2台分であるのかということに関しまして、2台分です。その計上の仕方について御説明申し上げます。

パッカー車の修理ですね。車検代は抜いた形での計上となっております。平成20年度に47万6,363円、平成21年度に250万292円、平成22年度に50万5,848円、合計、この3カ年で357万2,503円かかっております。それを3年比で割りまして、今年の使う予定であろうという数字を平均しましてですね、当初予算は30万円しか組まれておりませんので、その見込みの中でやっております。償却資産の耐用年数からもパッカー車の耐用年数が2トン以上に関しましては5年と言われております。それを大事にこまめに修理をしながら10年、2号車が10年ですね。あと1号車が9年と、約耐用年数の場合、細かな修理をこなしながらやってきているのが現状です。平成22年度が55万円と少ない修繕費でしたので、今年は多くかかるだろうという見込みで89万1,000円の修繕費を計上させていただきました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 平成23年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第28号 平成23年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「議案第29号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第29号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

与保城浄水場築造工事 3工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 与保城浄水場築造工事 3工区
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥141,750,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根99番地の1
有限会社 山川建設
代表取締役 山 川 宗 一

平成23年8月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

与保城浄水場築造工事 3工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第29号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7.「議案第30号 工事請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第30号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

茸第2生産施設整備事業 建築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 茸第2生産施設整備事業 建築工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | ¥178,500,000 |
| 4. 契約の相手方 | 今帰仁村字越地284番地
有限会社 丸島建設
代表取締役 島 袋 松 男 |

平成23年8月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

茸第2生産施設整備事業 建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第30号について質疑をいたします。この工事請負契約についてですが2点ほど。工期が170日間となっています。本日可決されればすぐに始まるかと思うのですが、その内容、工事の規模、構造について、できれば簡単にでもいいのですが、その内容について。それから、配られた資料がテーブルの上に置かれておりましたが、その中によりますと予定価格が1億8,600万円。約700万円となっていますが、今帰仁村の建設基準によりますと1億5,000万円以上は特A級となっております。今回のA級4社は直近の上限だと理解していますが、これまでの工事の概容、その契約の内容についてはJVというのが久しくなくなっております。1億5,000万円から2億円前後の場合は、これまではJVを組んでいたと思うのですが、今回、それがないということの理由があれば、パソコン事業も少ないわけですので、JVでより幅広く村内の業者に行き渡るべきじゃないかと考えてその質疑をしておりますが、JVについて説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

工事の規模ということですのでけれども、規模といたしましては1,819.34㎡の床面積です。概要といたしましては、鉄骨造りで一部2階ということになっております。主に配置といたしましては、一部事務所はあるのですが、全体的に工場という仕立てということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時41分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時41分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 今帰仁村の入札業者指名選定委員会のほうで審議をするわけではありますが、最近についてはですね、基本的には直近上位、直近上位のものから選定するというのがあります。今回の場合は建築でやると特A級で、うちのところは4社がA級でありまして、直近下位のものから4社選んで選定しているような状況であります。ものすごい大きな工事、例えば体育館とか学校建設をやる場合はJVを組んでいるのですが、1カ所のあれでやる場合は、最近はほとんどJVを組まないで1社のほうで施工させるというような状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の副村長の説明、理解しております。ただ、確かにおっしゃるとおり大きな事業、体育館とかコミセンとかの場合がありました。最近は久しくないわけですが、しかしJVを組むこと自体は村の裁量で可能かと思えます。私が言いたいのはですね、その事業が少ない、いわゆる不景気でもあるという中、建設業者の数もそんなに減ってもいないということであれば、やはり分け合いと申しますか、仕事の分け請けということから考えれば、やはり特Aの仕事で現実に今帰仁村には特Aはまず存在しないだろうと見ていますが、せめてAとBのジョイントベンチャーでも組んでいけば、仕事は回るのではないかということなので、必ずしもその2億円、4億円とかの大きな仕事でなくてもJVは組めるのかということなんです。これは村長でも副村長でもいいですが、その可能性があるかどうか。もしできるのであれば、そうする方がより経済的にも村内業者にくまなく行き渡るんじゃないかと思えます。工事請負契約の締結でありますので、細かいことはないので、今の件、答弁できれば求めていきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 先ほど説明したとおり、直近上位・下位で入札をかけているものですから、そういうふうな今までの慣例に基づいてやっています。そして今帰仁村は意外と水道工事が去年、今年、あと5年間ぐらい大体七、八件ぐらい1億円ぐらいの工事がありまして、下水道。集落整備事業が1、2、3カ所認定されて、北部町村の中ではどちらかというところが多いと言われている状況でありまして、JVを組むかどうかというのを今後とも検討したいと思えます。工事については結構多いクラスの市町村であるということでもあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁は理解しております。最後に1点だけですが、今回、資料請求をした結果かと思うのですが、このように全議員に入札結果報告書が出たということは、これはいいことだと思いますし、むしろ当然だろうと思っております。例規集の中にも公共工事の入札及び事業過程並びに契約内容等

に係る情報の公開要綱というのには、契約が締結したら速やかに公表すべきと書いております。今後とも、工事契約の議会議決の内容の際には資料を添付することを要望していきたくと思いますが、この件については答弁を求めて終わりたいと思います。次回からも公共工事に関してはすべてこのような資料を添付できるかどうか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 議会からの要望でありますので、添付したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時47分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時57分)

日程第8.「議案第31号 工事請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第31号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 ￥307,755,000
4. 契約の相手方 大阪市西淀川区御幣島3-2-11
株式会社 ダイフク
代表者 北 條 正 樹

平成23年8月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

茸第2生産施設整備事業冷蔵、生産施設工事の請負契約の締結については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 議案第31号 工事請負契約について、ちょっとお伺いたします。随意契約をした理由の中で、農水省、林野庁、林政部経営課特用林産対策室での対策ヒアリングで、同時栽培システムを使用することで採択されたと書かれているのですけれども、ということは特用林産対策室もこの随意契約、ダイフク1社のみの見積もりでも構わないということで、その対策室も理解しているということよろしいのでしょうか、確認します。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

特用林産対策室での去年6月中旬ごろのヒアリングでは、こういうシステムでいくということでヒアリングは受けております。ただし、契約の方法については決定助言は受けておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 じゃあ、ヒアリングをして採択されたからといって林野庁はこの1社のみでいいということは言っていないということよろしいのでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ヒアリングの段階で、こういうシステムでやりますということで理解は得ていると思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 じゃあ、林野庁のほうからはその随意契約に関してはただ採択をただけであって、ダイフクのみ見積書でいいということは言っていないということよろしいですね。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 そのとおりでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 議案第31号 工事請負契約の随意契約について質疑をいたします。今回の随意契約、エリンギ栽培施設についてなんですけれども、実はエリンギ生産については今回は新潟系列の種菌を使うと。流通もそういう系列になっているんですけれども、実はエリンギの生産についてはですね、実は長野県、特にホクトさんが今までの主流だと聞いております。と同時にですね、今回、種菌の採用につい

ては3社試験をして、その中で今回はタカラバイオさんに決定はしているんですけども、その生産量においても確かホクトのほうが1瓶当たり160gで10g多いと思うんですよ。なのに、何でタカラバイオさん50g落ちている種菌が採用されるのか、関連しますけれども、それについてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えしていきたいと思います。

まず、この随意契約に至った理由を申し述べながら、ただいまの質疑にお答えしていきたいと思います。そもそも、今回の北部活性化事業という中で、この事業の成り立ちとしましては、これまで行われました北部振興事業が平成21年度で終わると。そういう中で平成22、平成23年度の2カ年の暫定ということで、北部地域活性化特別事業として採択されております。補助率等も多少10分の9から10分の8という状況であります。そういう中で、今回のこの事業の制度設計と言いますか、これまでと違って一応内閣府でのヒアリングが終わりますと、その所管している農林省でのヒアリングということになるんですけども、そういう中で、その予算の移しがえですね。内閣府から農林省への予算の移しがえ、そういう等々のことがございまして、その中身的にも非常にタイトなスケジュールと言いますか、非常に密なスケジュールがありまして、この中で要望されている事業計画を含めて非常に資料自体も非常にテクニカルな資料と言いますか、技術的な資料がありまして、そういう中でやはり、このきのこ栽培の特殊性からしまして、今までの村と委託業者で共同出願しました栽培方法をベースにした採択ということになっております。そういう中で、私どもとしましては、これまでの契約業者との実績ですね。実績、これまで国頭、金武で行われました実績、そういうものを勘案しまして、そういうものも一つの理由になっております。そういう中で、ただいまの御質疑にありました種菌云々という問題も、実は今帰仁、国頭、金武と北部地区のこういう茸生産。一つの団地というのですか、そういう中で友好関係にありますタカラバイオさんとか、そういうものがどうしても必要だということで、採用されているものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 今回のダイフクさんは金武、国頭といろいろ実績があって採用されたということではありますけれども、ただ今後、種菌の採用については、ぜひもう一回、なぜ生産量が低いのを採用するのかについては検討が必要じゃないかなと提言します。それと関連しまして、施設の完成後、当然運営していかなければいけないわけですけども、その運営方法について、どういうふうにやっていくのか質疑いたします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 第2施設の完成後の運営方法についてはですね、実は9月定例会でも申し述べましたけれども、現在の技術と村内の希望者と合わせて、新しい農業生産法人ということでやっぴこうという一つの方針は示されておりましたけれども、庁内でいろいろ議論しました結果、村内でほかにもそういう希望者がおるやもしれないということで、村内での公募をしながら新しい施設の運営も任せていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時10分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 先ほどの種菌の採用についてなんですけれども、非常に技術的な話で、また経営に関する根幹にかかわることじゃないかなと思いますので、その辺についてですね、経営そのものについては乙に任せているものですから、どの程度助言できるかははっきり申し上げられませんが、今あった話は助言という形でできるんじゃないかと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 完成後の施設の運営については今後公募して、その中で運営者を決めていきたいという話でしたけれども、その公募についてはいつごろになるのかと、その時期についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えします。

公募の時期についてはですね、今のところ9月初めを予定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 議案第31号 工事請負契約について質疑します。ダイフクさんということで随意契約ということでもありますけれども、契約が3億円余り。これは当初の予定価格が幾らだったのか、それと積算設計をしたところはどこだったのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

質疑は2点だったかと思いますが、当初の見積り額ですね、当初見積り額は3億4,751万9,550円ございました。実は今回の事業は、これは余談ではありますが、村内でできる工事については村内で発注して、5件が今、発注されております。造成工事、電気工事、機械工事、建築工事、生産性設備工事ということで5件になっておりますけれども、4件については村内で受注していると。そういう設計の段階で見積り額、全体事業額がありますので、それに合わせて現在こうして契約額になっているという状況であります。もう1点ですが、これを設計した業者と申しますのはダイフクでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今の説明を聞くと、ダイフクさんが設計見積もりして、ダイフクさんが随意契約をするということであるわけですが、当初から予定価格、これはわかっていたことではあるわけですよね。設計したわけですから。そこと随意契約するというのも何かおかしい話じゃないかなと思うんですが、その見解についてひとつ村当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。それと随意契約3億4,000万円から3億700万円余りに落ちているわけですが、ほとんど満額に近いような形での金額が出てきているんじゃないかと思うわけですが、やっぱり予定価格はダイフクさんがわかっている、そういう形での入札価格なのかな、随契価格なのかなと思っていますけど、その辺の見解を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かに今回は1社のみの随意契約ですので、金額の見積り額がありまして、その辺も調整しながら造成工事、電気工事、機械工事、建築工事と、そういう優先すべきものは全体事業費の中でどんどん割り当て

てですね、当初、見積もりされたのよりも実は…、当初の見積もりはですね、3億4,700万円余りでできているんですけども、それで修正というか、その事業費は決まっていますので、それにあわせて3億700万円余りの契約額になっております。どうしてもですね、こういう専門的な技術というのはほかにもあるんじゃないかという話でございますけれども、例えば、そういう場合、これまでの実績を度外視しまして、もし他社、それ相応の技術がある他社にさせた場合の弊害が懸念されます。それはなぜかと言いますと、これまでその私達が今契約をしようとしている会社が、これまでの実績を見ても今帰仁第1きのこ生産施設、国頭、金武とこれまでやってきたものを検証しても、その不具合というんですか、そういうものは順調に実績も上げているような状態の中で、まず、これはそれ以外のコンペをして他者がとった場合の弊害というものがやはり予想されることは、客観的に見ても十分なものではないかという判断をしております。そういう中で今回、契約自体は事業主体の専権事項であるし、その法令等に抵触するか云々、この範囲はやはり事業主体の権利だと思っております。そういうことに対して、第三者的に国や県から助言をいただくようなことはないと思います。それで、そういうものの中で当然、責任も事業主体が負っていくということだと思います。これまで行われた実績を国や県からの随意契約について指摘された事実もございませんので、こういうものをいろいろかんがみまして、考慮した中で今回の随意契約になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 いろいろ苦しい答弁だったのかなと思っておりますけれども、ほとんど満額に近い状態で落札され随意契約されると。それとダイフクさんが設計見積もりしたんだと、そのことからそういう金額で随意契約に至ったのかなと思っておりますけれども、それはちょっと会計検査なり、そういうことが問題。今後出てくると思いますが、そこら辺の対策も十分できるのかどうかお伺いして答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 先ほどの繰り返しになりますけれども、契約自体は事業主体であります村の専権事項であります。それに対して法令等を犯さない範囲。常識もあるかもしれませんが、理由としましては法令遵守ということの中で、そういう範囲の中で実行される今回の契約については自信を持ってやっておりますので、それに対して会計検査なり、何がしの国の指摘があった場合の責任は当然、契約した側が持つべきであるし、それは私たちとしては真剣に考えておりますので、そういうものをその後の結果については当然、甲の契約した側、甲乙ですね。発注した側が責任を問われるというものであれば当然、負うべきであるということでもありますので、自信を持って今回契約をしているという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 31号議案なんですが、その随意契約について、理由書の中に、今回別のシステムを利用して実施した場合、事業の根底から見直すことになっていっていますが、それはどのようなことなのか。そしてまた、本村に少なからず不利益が生ずると書かれていますが、どのような不利益なのか、具体的な説明を求めます。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)
 - 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)
- 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいま随意契約の理由の中で、別のシステムを導入したらどうなるかということに対する、どういった問題が生ずるのかということなんですけれども、先ほども少し随意契約の理由の中でも話しましたように、ただいま過去において、きのこ第1工場、国頭、構造改善で国頭きのこ園が実施しています国頭のブナシメジ工場。金武町の工場。全部同じシステムで動いております。そういう中で、これまで順調に運営されている中で、例えばの場合、第2工場について別のシステムを導入したということになりますと、これまで培ってきた事業計画から全部見直さなければいけなくなります。事業計画から見直すというのは設計変更。全部を変更するという事になっていることは御承知のとおりだと思います。その中で、例えばきのこ栽培方法については村とダイフクで共同出願した、そういうのがベースになった設計になっておりますので、そういうものに対しても全部見直ししていくということになります。その労力ですね。その設計の見直しの労力。また、これまでこのシステムを動かしてきた村内にノウハウが蓄積されていると思います。例えば村内でも今、第1きのこで19名という雇用の中で、この長い間に技術が蓄積されていると。そういう中で、例えば国頭、一つの例ですけれども国頭きのこ園に対する技術アドバイスというものも村内の方が行っているという状況の中で、別のシステムにあった弊害というのは想像できると思います。そういうものがある中で、あえて別のシステムを入れる理由が私どもには見当たりませんので、このようにこれまでの技術を踏襲しているような状況です。以上です。

- 議長 久田浩也君 9番。
- 9番 山城 太君 ちなみにですね、業者は幾つから見積もりをもらったんですか。
- 議長 久田浩也君 経済課長。
- 経済課長 小那覇安隆君 当初の一番概算をはじくのは去年の6月のヒアリングに間に合わせて、その前から業者も一緒になってやってきております。なぜかといいますと、これは今帰仁村が事業主体ではあるんですけども、実はその中で…。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)
 - 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)
- 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 失礼しました。見積もりの最終的な見積もりは1社でございます。当初のヒアリング段階では3社から見積もりをもらってやっているような状況ですけれども、実際に実施設計になってからは1社でございます。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時28分)
 - 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時28分)
- ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。6番。

- 6番 座間味邦昭君 議案第31号 工事請負契約の随意契約に対する反対の立場から討論いたします。

今帰仁村は、平成14年度から第一きのこ生産施設が稼働し、今回さらなる雇用の創出と地域の振興を図り村益に有効に寄与する事を目的に新たに第二施設の整備が行われます。

今回、3億円余りの随意契約に対し、随意契約に至った村の業者選定理由書を確認いたしました。選定理由の内容は、株式会社ダイフクありきのまったく不明朗な内容の選定理由が述べられておりました。

しかし、国及び地方公共団体が行う契約は、入札によることが大原則であります。随意契約を行う場合は、契約書案その他見積もりに必要な事項を示して、2社以上から見積書を取らなければいけないと村の条例でも示されておりますが今回、村は他の業者から見積もりも取らず株式会社ダイフクありきの随意契約は、透明性及び公正さの観点から非常に問題があると考え、沖縄県庁に随意契約に対する県の考え及び対応を確認しにお伺いいたしました。

沖縄県土木建築部の契約監に随意契約に対する県の考えをお伺いしたところ、この担当者は一社ありきの随意契約は自殺行為であるとはっきり述べられておりました。国は、これまで拡大解釈で安易に随意契約を行うなど適切とは言えない事例があり、国民に対する説明責任を十分に果たしていないのではないかと懸念が抱かれるようなことがあってはならないと、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかと懸念を抱かれるようなことはあってはならない。従来、競争性のない随意契約を行う事としてきたものについては、一般競争入札又は企画競争もしくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。また特定の技術等を有する者が一つしかないとしているものについては、やはり今回の特殊ということをやっているんですけれども、それでも公募を行うようにという示しがあります。こういった公募をしたときに、条件を満たす者が一つしかないということが明らかとなった場合は、その者と契約する事はやむを得ないが、応募が複数あった場合には競争入札又は企画競争を行うものとする。県も国も同じ考え及び対応であり各自治体も同様であるという回答でした。平成18年の8月25日付の財務省の通達で、随意契約に対する見直しというのが示されて、基本的には随意契約は競争入札にすべきだというのが国の方針であります。また、県の担当者は、私たちは県民目線の立場に立って行政運営を行っております。また、国民一人一人から徴収した税金によって行政は運営及び事業を行っており、県民から疑いが起こらないよう透明性を保ち公正に処理を行い、万が一県民から疑いが生じたときは疑いを隠すのではなく、疑いはすぐに晴らす、それが基本です。その基本を間違ってしまうと、役所の私物化や自分らが持ってきたお金だと勘違いし行政は間違った方向へ向かってしまいます。そのためにも職員一人一人がその基本を忘れず業務に取り組んでおります。という回答でございました。

まさしく、県の担当者が述べられているとおり、今回の随意契約は果たして村民の立場目線になって透明性を保ち公正に処理されたかたくさん疑問がございます。

更に冷蔵・生産施設に対する問題点でございますが、当初の第一施設が平成14年度に完成し、その生産施設も株式会社ダイフクとの随意契約で、きのこ栽培のノウハウに基づく施設の構築と栽培のノウハウを提供し得るだけの十分な信用能力があると判断し設備を導入いたしました。村内出身者で構成された乙羽有機による茸生産がスタートしましたが、十分な技術的指導も行われず、きのこ栽培にとって一番重要である温度管理、設備のメンテナンス等の管理指導も十分に行われず、不安定な生産による経営で事業をスタートしてからわずか4年で本土の方へ譲渡しなければならない状況に至りました。村当局も経営の失敗

は生産施設をうまく稼働させる事ができず、生産量の不安定による経営の失敗であると認めております。そのような事から栽培ノウハウの技術的指導も行う条件のもと、特異性を勘案し随意契約を行ったが、生産整備の問題及び技術指導の不十分さが生産の不安定を招いたことを考えると、株式会社ダイフクの生産技術を採用するところに、本当に整合性が成り立つか理解できません。

以上のことから、雇用の確保等地域の振興にとって非常に大切な施設の整備ではございますが、しかしこのように、事業の計画から施行に至るまで透明性及び公正を確保しないまま、裏で特定の業者ありきの選定が行われた今回の随意契約には、非常に疑問を感じており、行政と業者の癒着を指摘されても仕方のない状況であると考えております。

今帰仁村にとって産業の少ない中、雇用の創出はとても重要なことでございます。ぜひともこの事業が将来に向けて成功し大いに発展していただきたい。それは私も大いに賛同するところではございますが、まずは、このような疑いを晴らし、透明性を確保し公正に対処することで、村民に対してこの施設の重要性及び将来性を担保することができます。その疑いを晴らすことができず、物事を不透明なまま行う今回の随意契約に対して私は反対を表明し、村民に疑いを持たれることのないよう、透明性を確保し疑いを解消するための努力を行うことを求め、反対の討論とさせていただきます。

良識ある議員各位の御賛同の程よろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番。

○ 3番 内間利三君 議案第31号 工事請負契約について、賛成の立場から討論をいたします。

今帰仁村において、エリンギ、コアワダケを生産するきのこ第二生産施設を整備することにより、1つ、特用林産の振興になり、今帰仁特産の公選の高品質の商品を消費者に提供が可能になります。村の林業の振興や、地域の産業の振興に大きく寄与するものと考えます。2つ、事業を導入することで、今帰仁村の若者たちの雇用の拡大が図られ、村民所得の向上が図れると考えられます。3点目、きのこ生産に使用する菌床に沖縄北部地域産のオガコを使用し、きのこ生産後に発生する廃ノコは堆肥利用等に資源の有効利用ができます。それにより地域農家の振興に大きく寄与すると考えられます。

もう1点、国の予算では、非公共事業については公募事業ではなく、地域の合意形成による事業が主流とのことであります。以上の観点から、同議案に賛成の討論をいたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで討論を終わります。

これから「議案第31号 工事請負契約について」採決を行います。この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員は本件に対し反対と見なすことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないようですのでそのように決定いたします。

それでは「議案第31号 工事請負契約について」採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立同数)

○ 議長 久田浩也君 以上のとおり、採決（投票）の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

「議案第31号 工事請負契約について」は、議長は否決と採決します。

したがって、「議案第31号 工事請負契約については」否決されました。

日程第9.「決議第4号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。3番。

○ 3番 内間利三君

決議第4号

平成23年8月12日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	内 間 利 三
賛成者	與 儀 常 次
〃	東恩納 寛 政
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	山 城 太
〃	座間味 邦 昭
〃	石 川 清 友
〃	與那嶺 好 和
〃	與那嶺 篤 哉

不平等な日米地位協定を許さない抗議決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

不平等な日米地位協定を許さない抗議決議

今年、1月12日午後9時43分頃、沖縄市比屋根6丁目付近において米軍属の運転する普通自動車は国道329号線を進行中、前方車両を追い越そうとハンドル操作を誤り対向車線に進入、対向車線の外側車線を

直進中だった北中城村出身、当時19歳の青年與儀功貴君の運転する軽自動車に正面衝突して被害者を死亡に至らしめた。この事故で軍属の男性は、自動車運転過失致死罪で送検されたが、帰宅途上に起こした事故は「公務中」の行為であるとの理由から、日本は裁判権を行使できないとして那覇地検は不起訴処分とした。

尊い人命が失われた人身事故にもかかわらず日本政府は、過失の程度も検証せず、公務中の判断基準もなんら示されないまま、米軍からの一方的な「公務証明書」の提出をうけただけで、「公務中」を鵜呑みに不起訴処分としたことは、国家主権と裁判権を放棄するのみならず、自国民の基本的な人権をも保障できない軟弱な国家と糾弾されてもしかたがない。

被害者青年の母親は、「日本で起こした事故なのに、ひとの命を奪って何故、日本の裁判で罪を問えないのか。」「この国は日本人ではなく外国人を守るのか、こんな協定まちがっている。」と涙ながらに訴え、4月25日不起訴処分に対する審査申し立てをした。(遺族から審査申し立てをするのも県内初といわれている。)

同年、5月27日に行われた検察審査会は、「起訴相当」という判断を下し、日本の裁判所で審理できないことは「日本国民として非常に不合理だと考える」と批判した。さらには、日米地位協定の改定や日米合同委員会の透明性も求めている。

日米地位協定第17条の1 (b)「日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。」と謳っている。また弁護士によると「アメリカ合衆国連邦裁判では、軍属を軍法会議にかけるのは、特別な場合を除いて憲法違反とされている。」と指摘している。また、NATO諸国においては、軍属、家族は軍人と解さないとある。このことから、軍属である加害者が日本の法律で裁けない理由は何一つとしてない。

日本政府は、遺族の悲痛な叫びである不起訴処分に対する不服申し立てと検察審査会の結果を真摯に受け止め、第一次裁判権を速やかに行使するとともに、国民の総意である日米地位協定の改定に向けて総力を挙げて取り組むべきである。

また、米国政府は、前途有望な尊い命を無残にも奪い、遺族を悲しみのどん底に突き落とした軍属の罪を罰するどころか、5年間の免許停止という信じられない軽い処分に終わらせている。日米地位協定を盾に加害者を軍属として保護することは、あまりにも沖縄県民の人権を踏みにじった非人道的な行為であるばかりでなく、日米地位協定の悪用であり断じて許せない。これまでも、米軍基地を抱える国民が米軍人・軍属による事件・事故でどれだけ悩み苦しめられてきたか。このような不条理な日米地位協定は直ちに改定に向け応ずるべきである。

以上のことから、本村議会は、県民の生命・財産・人権を守り、安心安全で平和な社会の構築に向け、下記事項が確実に実現されるよう強く求める。

記

1. 日本政府は米国政府へ第1次裁判権を放棄させ、日本の司法で裁くこと。
2. 日米両政府は遺族への謝罪と再発防止策を図ること。
3. 日米両政府は遺族に適正補償をすること。
4. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、決議する。

平成23年8月12日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 衆議院議長、参議員議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、米国大統領

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「決議第4号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第4号 不平等な日米地位協定を許さない抗議決議」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時50分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 與那嶺 篤 哉

署名議員 座間味 邦 昭